

規制に係る事前評価書

法令の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律
政策の名称	特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充
担当部局・評価者	環境省自然環境局国立公園課長 神田修二 電話番号:03-5521-8277
評価実施時期	平成21年2月17日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた景観及び風致の維持を図る。
内容	特別保護地区内において、動物を放ち、植物を植栽すること、又は特別地域内において、環境大臣が指定する区域内で、当該区域が本来の生息地等でない動植物で環境大臣が指定するものを放ち、若しくは植栽すること、若しくは環境大臣が指定する区域内で、木竹を損傷することについて、許可を要する行為に追加する。
関連条項	第20条第3項及び第21条第3項
必要性	動植物の放出、木竹の損傷等により優れた景観及び風致の維持に影響を及ぼす事案が生じ、大きな問題となっていることから、これらの行為についてあらかじめ環境大臣等の許可を受けなければしてはならないこととする必要がある。
費用	
遵守費用	新たな要許可行為の許可申請に係る費用の負担が想定される。 特別保護地区においては、動植物の放出等はすでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。
行政費用	新たな要許可行為に係る許可事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。 特別保護地区においては、動植物の放出等はすでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。
その他の費用	なし。
便益	特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた景観及び風致の維持を図ることができる。

想定される代替案		
代替案	行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促す。	
	費用	
	遵守費用	なし。
	行政費用	なし。
その他の費用	なし。	
便益	行政指導及び普及啓発等では、要許可行為を行わないことを担保することはできないため、効果は限られる。	

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

代替案として、行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、特別保護地区に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また特別地域に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会答申において「国立・国定公園の特別地域内において、本来その地域に生息・生育しない動植物の導入により、自然環境への影響のおそれがある場合には、区域及び対象とする動植物の種を定め、それらの導入を規制する措置を講じる必要がある。(中略)世界自然遺産地域に登録されている白神山地自然環境保全地域内等において、樹木の幹を損傷するような悪質な被害が発生している状況に鑑み、自然環境保全地域等や国立・国定公園の貴重な自然環境の保全のため、(中略)必要な措置を講じるべきである。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

平成26年3月末までに行う。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 】

規制の内容	特別保護地区及び特別地域内の行為規制の項目の拡充	
担当部局	環境省自然環境局国立公園課	電話番号：03-5521-8278
評価実施時期	平成21年2月17日	
規制の目的、内容及び必要性等	特別保護地区及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた景観及び風致の維持を図るため、あらかじめ環境大臣等の許可を受けなければ、これらの行為をしてはならないこととする。	
	関連条項	第20条第3項及び第21条第3項
想定される代替案	代替案 行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促す。	
	代替案	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
( 遵守費用 )	新たな要許可行為の許可申請に係る費用。( 特別保護地区においては、すでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。 )	なし。
( 行政費用 )	新たな要許可行為の許可事務に係る費用。( 特別保護地区においては、すでに施行令で規制されており、新たな費用は生じない。 )	なし。
( その他の社会的費用 )	なし。	なし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	特別保護地区及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を防止し、優れた景観及び風致の維持を図ることができる。	要許可行為の制限を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 ( 費用と便益の関係の分析等 )	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、特別保護地区内及び特別地域内での動植物の放出、木竹の損傷等を行わないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、特別保護地区に係るものは既に施行令で規制されており、新たな負担が生じるものではなく、また特別地域に係る費用についても少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会答申において「国立・国定公園の特別地域内において、本来その地域に生息・生育しない動植物の導入により、自然環境への影響のおそれがある場合には、区域及び対象とする動植物の種を定め、それらの導入を規制する措置を講じる必要がある。( 中略 )世界自然遺産地域に登録されている白神山地自然環境保全地域内等において、樹木の幹を損傷するような悪質な被害が発生している状況に鑑み、自然環境保全地域等や国立・国定公園の貴重な自然環境の保全のため、( 中略 )必要な措置を講じるべきである。」とされている。	
レビューを行う時期又は条件	平成26年3月末までに行う。	
備考		